

- 第30条** 委員会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 在内外研究員、休職者および1カ月以上の長期欠勤者は定足数から除く。
 - 3 委員会の議事録は、議長がこれを管理する。
- 第31条** 議長は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め、報告または意見を求めることができる。

第8章 課程の修了要件および学位の授与

- 第32条** 博士前期課程の修了要件は、本大学院研究科の博士前期課程に2年以上在学し、専攻科目について主要科目(特別演習および特別研究)14単位を含み30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、課程の目的に応じ、学位論文または特定の課題についての研究成果を提出して、その審査および最終試験に合格したことをもって課程を修了したものとす。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者と認めるときは、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の場合において、委員会が課程の目的に応じ適当と認めるときは、次の二つの事項からなる「博士論文研究基礎力審査」をもって、学位論文または特定の課題についての研究成果の審査および最終試験に代えることができる。
 - 一 専攻分野に関する高度の専門的知識および能力ならびに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養についての試験
 - 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力についての審査
- 第33条** 博士後期課程の修了要件は、本大学院研究科の博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して、その審査および最終試験に合格したことをもって課程を修了したものとす。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者と認めるときは、1年(2年未満の在学期間をもって修士課程または博士前期課程を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。
- 第34条** 博士前期課程を修了した者には、修士(工学)ならびに博士後期課程を修了した者には、博士(工学)の学位を授与する。
- 2 博士の学位は、前項に定めるもののほか、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士後期課程の修了者と同等以上の学力を有すると認められた者に授与することができる。
 - 3 学位の授与についての必要な事項は、八戸工業大学学位規程に定める。

第9章 入学、再入学、転入学および保証人

- 第35条** 入学および転入学の時期は、学年の初めから30日以内とする。
- 2 再入学の時期は、学期の初めとする。
 - 3 博士後期課程への入学にあたっては、第1項の規定によらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。
- 第36条** 博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
 - 二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - 五 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 六 文部科学大臣の指定した者
 - 七 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの